坂東市奨学金返還支援補助金

～ 令和7年度版 ～

奨学金を借りて高校・大学等を卒業後、働きながら奨学金を返還している方に対し、返還額の一部を補助します。

対象となる奨学金

〇日本学生支援機構の奨学金（第一種及び第二種）
〇茨城県奨学資金
〇母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金のみ）　等

対象となる方

申請日時点で、**次の条件を全て満たしている**必要があります。
〇奨学金を受けて高校・大学等を卒業し、市内に居住していること。
〇35歳以下であること。
〇返還開始日が令和6年4月1日以降であること。
〇返還開始から5年後の日まで、市内に住み続ける見込みであること。
〇次のいずれかに該当すること。（勤務先は市外でも可）
　ア　無期限雇用で雇用保険適用の方
　イ　個人で農業その他事業を営む方（または、その事業専従者の方）
※ほかにも条件があります。

補助金の額

5年間で**最大60万円**
各年に返還した奨学金の2分の1を補助（1年あたり12万円まで）
※返還を開始した月の分を含め、最大60か月分が対象です。

その他

・令和7年度の申請期間は1月6日～2月2日です。（前年分を一括で申請）
・申請方法や対象可否の確認は、お問い合せください。

●問合せ先
坂東市企画部企画課人口政策係
TEL　0297-21-2181（直通）
E-mail　kikaku@city.bando.ibaraki.jp

市ウェブページ